一二四　のシェルター及び生活環境改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件　二四　二五　特35　三
一二五　国道一号線橋梁架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二四　二五　特35　一
一二六　ホンジュラス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二四　二四　四
一二七　東ティモール民主共和国における子供の栄養改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件　二四　二四　四
一二八　スバイリエンにおける上水道拡張計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　二四　二四　四
一二九　第二次統合的地雷除去及び地雷被害者支援計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　二四　二四　四
一三〇　返納を命じた旅券を無効とする件　二四　二四　四
一三一　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人を指定する件の一部を改正する件　二五　特35　一
一三一　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件の一部を改正する件　二五　特35　三
一三二　腐敗の防止に関する国際連合条約へのスリナム共和国の加入に関する件　三〇　四
一三三　原子力事故の早期通報に関する条約へのマラウイ共和国の加入に関する件　三〇　四
一三四　使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約へのマラウイ共和国の加入に関する件　三〇　四
一三五　原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約へのマラウイ共和国の加入に関する件　三〇　四
一三六　社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定の効力発生に関する件　三〇　四
四九　○財務省　外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件　三〇　68　一六三
五〇　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件　一　特18　四
五一　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二　43　六
五二　外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件　三　特20　六
五三　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件　三　特20　六
五四　電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件　四　45　一
五五　新市場開拓支援事業費補助金の交付に関する事務を国税庁長官に委任した件　八　四
五六　外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件　八　特23　四
五七　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件　八　特23　四
五八―六五　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　八　特23　五
六六　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九　49　一三
六七―六九　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　九　49　二〇
七〇　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　九　49　二〇
七一　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　一一　51　二三
七二　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一一　51　二三
七三　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　一一　51　二四
七四　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一一　51　二四
七五　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　一一　51　二四
七六　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一一　51　二五
七七　外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件　一一　51　二五
七八　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件　一一　特26　一
七八　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件　一一　特26　三